

埼玉の活動・取り組みの「報告」

東京あおぞら連絡会理事長 吉川方章

埼玉における公害関係の市民運動の連帯は着実に前進し、11月28日（月）午前中、関係団体が一つになって県交渉（要請）を行うことになりました。埼玉県に在住する公害被害者の要求をまとめ、環境部環境政策課を窓口ですでに要請書を提出しています（10月28日）。交渉後、街頭（駅）宣伝をし、そのあと交流会も予定しています。交流会はこれまで2回行われています。

ここまでに至る過程は、「大気汚染」で埼玉民医連・埼玉土建組合・埼玉労連などに要請行動をしながら、公害総行動実行委員会への結集をめざして取り組んだことが大きかったと思います。石川さん、清水さん、埼玉在住の患者伊藤さん、松井さんらが頑張っています。

<各団体の要請事項と運動の状況>

1. 福島原発関係（避難者集団訴訟）

原発事故により「ふるさと」を奪われ、埼玉県内に避難している自主避難者に対する住宅提供の継続（3月打ち切り反対）、国に対する住宅提供・就労・教育など総合的支援の拡充要請です。

なお、「さいたま訴訟」は支援組織も結成され、裁判傍聴、署名活動などに取り組んでおり、東京の大気汚染に取り組む関係者が毎回傍聴などしています。

2. 水俣病関係

公式発表から60年、埼玉在住患者をふくむすべてに被害者の全面救済、全面解決のため、不知火海沿岸、阿賀野川流域住民の「健康調査及び環境調査」が不可欠。この実施を国に強く要請をしてください。

ノーモアミナマタ訴訟原告団長・吉竹さん（さいたま市）阿賀野患者会・吉田さん（戸田市）など埼玉在住者も参加しています。

3. 大気汚染関係

自動車排ガス（PM2.5）による大気汚染によるぜんそく患者は増え続け、対策が急がれています。国に「医療費救済制度創設」を求める意見書を提出してください。

埼玉民医連・協同病院と提携し、患者アンケート結果の学習会開催、埼玉患者会の組織化に向けた相談も進んでいます。

4. 建設アスベスト関係

建設業従事者におけるアスベスト被害者と遺族が生活できる救済制度実施、被害の拡大防止・根絶対策を直ちにとり、国に対して早期全面解決を図るよう要望してください。

被害者・家族（埼玉原告団）と埼玉土建が大きな運動をしています。

★東京都内のぜん息患者（認定）数 2016年9月末現在

◇東京都条例 84,053名

◇18歳未満 9,909名

合計 94,062名

◇公健法 14,119名（7月）

★12・12院内集会のお知らせ

◇集会名称：「福島原発被害者の完全賠償・原状回復を求める訴訟の結審・判決行動の成功、すべての公害被害者の救済・公害の根絶をめざす12・12院内集会」

◇日時・会場：2016年12月12日（月）10：30～12：00 国会議員会館（予定）